

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	Alkaline Phosphatase Assay Kit, QuantiChrom (250 assays)
コンポーネント名	pNPP Liquid
商品コード	BAS社 商品コード:DALP-250
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	DEL1542V03 (2023/4/1)

2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

GHS分類

物理化学的危険性	急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分3
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(神経系、呼吸器、心血管系、腎臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系、心血管系、血液系、肝臓、腎臓)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。
GHSラベル要素 絵表示	

注意喚起語

危険有害性情報

危険

- H302 飲み込むと有害
H311 皮膚に接触すると有毒
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 臓器の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

飲み込んだ場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

(P301+P330+P331)

皮膚に付着した場合、直ちに医師に連絡すること。(P302+P310)

皮膚に付着した場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。

(P302+P312)

応急措置置

皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352)
皮膚や髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。(P305+P310)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P361+P364)
漏出物を回収すること。(P391)
施錠して保管すること。(P405)
内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

保管
廃棄

他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	フェノール(溶液)
CAS番号	108-95-2
濃度又は濃度範囲	55%
化学式	C ₆ H ₆ O
化審法官報公示番号	(3)-481
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。 直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	皮膚や髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。 多量の水で洗うこと。 気分が悪いときは医師に連絡すること。
眼に入った場合	眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	気分が悪いときは医師に連絡すること。 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	眼・皮膚の刺激:結膜や角膜の炎症、視力喪失、角膜混濁、薬傷、頭痛、倦怠感、嘔吐、虚脱状態(ショック)、震えや痙攣、皮膚のチアノー。 遅発性症状:肺水腫、中枢神経系、肝臓、腎臓への影響。
応急措置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。 安静と医学的な経過観察が必要。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	小火災:粉末消火剤、二酸化炭素、散水。
--------	---------------------

使ってはならない消火剤
特有の危険有害性

大火災:粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤。
棒状注水。
火災によって刺激性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
加熱により蒸気が空気と爆発性混合気を生成するおそれがある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
屋内、屋外又は下水溝で爆発の危険がある。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

特有の消火方法

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立入りを禁止する。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

風上に留まり、低地から離れる。

密閉された場所に入る前に換気する。

環境中に放出してはならない。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策

少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止用具を用いる。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

眼、皮膚との接触、飲み込まないこと。

液の漏洩及び蒸気の発散を極力防止する。

作業衣、安全靴は導電性のものを用いる。

「10. 安定性及び反応性」を参照。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後は眼や手をよく洗うこと。

接觸回避

衛生対策

保管

安全な保管条件

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根とはりを不燃材料で作り、床は、危険物や水が浸透しない構造とする。

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。

融解状態で貯蔵する場合、過熱及び温度低下による凝固に留意し、温度制御する。

冷所、換気の良い場所で保管すること。

酸化剤から離して保管する。

施錠して保管すること。

消防法又は国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

未設定

許容濃度(産衛学会)

5ppm (19mg/m³) (皮)

許容濃度(ACGIH)

TWA 5ppm, STEL –(Skin)

設備対策

取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣、保護面を着用すること。必要に応じて個人用の呼吸保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	データなし
臭い	特異臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び上限界／可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	6.0(水溶液)
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数 (log値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	酸化剤と反応する。
化学的安定性	加熱すると、融解し引火性の液体となる。
危険有害反応可能性	酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 加熱すると、有毒なフュームを生じる。
避けるべき条件	高温、混触危険物質との接触。
混触危険物質	酸化性物質。
使用、保管、加熱の結果生じる	燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素。
危険有害な分解生成物	
その他	水溶液は弱酸である。

11. 有害性情報**急性毒性**

経口

【分類根拠】

(1)～(7)より、区分4とした。

【根拠データ】

- (1)ラットのLD50 = 414mg/kg(MOE初期評価(2002))
- (2)ラットのLD50 = 340～650mg/kg(NITE 初期リスク評価書(2008))
- (3)ラットのLD50 = 400mg/kg(EPA Pesticides RED(2009))
- (4)ラットのLD50 = 650mg/kg(EPA Pesticides RED(2009))
- (5)ラットのLD50 = 1,030mg/kg(EPA Pesticides RED(2009))
- (6)ラットのLD50 = 340～530mg/kg(EFSA(2013)、AICIS IMAP(2014))
- (7)ラットのLD50 = 530mg/kg(ACGIH(2001))

経皮

【分類根拠】

(1)～(8)より、区分3とした。

【根拠データ】

- (1)ラットのLD50 = 669mg/kg(MOE初期評価(2002))
- (2)ラットのLD50 = 525～714mg/kg(NITE 初期リスク評価書(2008))

- (3)ラットのLD50(非閉塞):0.68mL/kg(密度1.071g/cm³による換算値:728mg/kg)(EPA Pesticides RED(2009))
- (4)ラットのLD50(閉塞):0.50mL/kg(密度1.071g/cm³による換算値:536mg/kg)(EPA Pesticides RED(2009))
- (5)ラットのLD50 = 669.4mg/kg(EPA Pesticides RED(2009))
- (6)ウサギのLD50 = 850mg/kg(MOE初期評価(2002))
- (7)ウサギのLD50 = 630mg/kg(EPA Pesticides RED(2009))
- (8)ウサギのLD50 = 850~1,400mg/kg(NITE 初期リスク評価書(2008))

吸入(蒸気)

(1)、(2)より、区分1には該当しないが、区分を特定できず、分類できない。なおばく露濃度は飽和蒸気圧濃度の90%(414ppm)より低いため、蒸気と判断し、ppmVを単位とする基準値より判断した。

【根拠】

- (1)ラットのLC50 = > 900mg/m³/8h(4時間換算:1,800mg/m³(330.7ppm))(EPA Pesticides RED(2009)、CERI 有害性評価書(2008)、AICIS IMAP(2014))
- (2)蒸気圧は、0.35mmHg(25°C)である(HSDB Acc.July(2021))。

【分類根拠】

(1)~(5)より区分1とした。

【根拠データ】

- (1)本物質を含有する皮膚局所薬剤投与で刺激性皮膚炎の発生がみられ、皮膚への局所ばく露では、その部位に漂白作用又は紅疹が発生し、腐食や壞死に到る場合がある(CERI 有害性評価書(2008)、MOE初期評価(2002))。
- (2)ヒトが経口及び経皮ばく露すると、皮膚、眼及び粘膜に対して強い刺激性を示す(CERI 有害性評価書(2008))。
- (3)ウサギの皮膚に腐食性を示した(EPA Pesticides RED(2009))。
- (4)ウサギ、ラット、マウス、ブタの眼又は皮膚に本物質を適用した結果、発赤、炎症、変色、発疹、潰瘍、壞死、腐食性を認めたとする報告がみられ、眼や皮膚に対する強い刺激性ないし腐食性を示すと考える(CERI 有害性評価書(2008)、CEPA PSAR(2000)、EHC(1994))。
- (5)In vitro 皮膚腐食性試験(OECD TG 431)で、皮膚腐食性がみられたとの報告がある(AICIS IMAP(2014))。

【参考データ等】

- (6)本物質は、平成8年労働省告示第33号(平成25年厚生労働省告示第316号により改正)で、労働基準法施行規則別表第一の二第四号1の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)に「フェノール(別名石炭酸)」として指定されており、本物質にさらされる業務による、特定の症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病(頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害)が、業務上の疾病として定められている。

【分類根拠】

(1)~(5)より区分1とした。

【根拠データ】

- (1)皮膚腐食性及び皮膚刺激性で区分1である。
- (2)本物質はヒトが経口及び経皮ばく露すると、皮膚、眼及び粘膜に対して強い刺激性を示す(CERI 有害性評価書(2008))。
- (3)本物質の15%溶液はウサギの角膜に重度の損傷、5%でそれより弱い角膜損傷を生じた(EPA Pesticides RED(2009))。
- (4)ウサギの眼刺激性試験(OECD TG 405相当、14日観察)で、重度の結膜炎、虹彩炎、角膜混濁及び潰瘍がみられ、14日後にも回復しなかつたとの報告がある(EPA Pesticides RED(2009)、CERI 有害性評価書(2008)、AICIS IMAP(2014)、REACH登録情報 Acc.July(2021))。
- (5)ウサギ、ラット、マウス、ブタの眼又は皮膚に適用した結果、発赤、炎症、変色、発疹、潰瘍、壞死、腐食性が認められ、眼や皮膚に対する強い刺激性ないし腐食性を示すと考える(CERI 有害性評価書(2008))。

【参考データ等】

- (6)皮膚腐食性及び皮膚刺激性の(6)参照。

データなし

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

【分類根拠】

(1)~(5)より区分1とした。

【根拠データ】

- (1)皮膚腐食性及び皮膚刺激性で区分1である。
- (2)本物質はヒトが経口及び経皮ばく露すると、皮膚、眼及び粘膜に対して強い刺激性を示す(CERI 有害性評価書(2008))。
- (3)本物質の15%溶液はウサギの角膜に重度の損傷、5%でそれより弱い角膜損傷を生じた(EPA Pesticides RED(2009))。
- (4)ウサギの眼刺激性試験(OECD TG 405相当、14日観察)で、重度の結膜炎、虹彩炎、角膜混濁及び潰瘍がみられ、14日後にも回復しなかつたとの報告がある(EPA Pesticides RED(2009)、CERI 有害性評価書(2008)、AICIS IMAP(2014)、REACH登録情報 Acc.July(2021))。
- (5)ウサギ、ラット、マウス、ブタの眼又は皮膚に適用した結果、発赤、炎症、変色、発疹、潰瘍、壞死、腐食性が認められ、眼や皮膚に対する強い刺激性ないし腐食性を示すと考える(CERI 有害性評価書(2008))。

【参考データ等】

- (6)皮膚腐食性及び皮膚刺激性の(6)参照。

データなし

呼吸器感作性

皮膚感作性**【分類根拠】**

(1)～(3)より、区分に該当しない。

【根拠データ】

(1)2名のボランティアを1%溶液では皮膚感作を誘発したが、2%の溶液では感作性はみられなかった(CERI 有害性評価書(2008))。

(2)24名のボランティアに2%溶液で感作後に1%溶液で惹起したMaximisation試験では、感作性反応はみられなかつとの報告がある(AICIS IMAP(2014)、REACH登録情報 Acc.July(2021))。

(3)モルモット($n = 10$)の改変Buehler試験(OECD TG 406相当、局所投与:10%溶液)で、パッチ除去24時間後の陽性率は0%(0/9例)であったとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、CEPA PSAR(2000)、AICIS IMAP(2014)、EHC(1994)、SIAP(2004)、REACH登録情報 Acc.July(2021))。

生殖細胞変異原性**【分類根拠】**

(1)～(6)より、経口経路での小核誘発の生物学的妥当性は低いが、他経路による接触部位への影響が考慮されていることから、区分2とした。

【根拠データ】

(1)In vivoでは、マウスの繁殖試験の一部として実施された精原細胞/一次精母細胞の染色体異常試験(経口(飲水)投与)で陽性、マウスの骨髓細胞の染色体異常試験(経口及び腹腔内投与)で陰性、同骨髓細胞の小核試験(経口又は腹腔内投与)で陽性又は陰性、妊娠マウスの小核試験(経口投与)で母動物骨髓及び胎児肝臓と共に陽性の結果であった。この他、ラットの精巣細胞、マウスの骨髓細胞を標的としたDNA一本鎖切断試験、ラットの諸臓器を対象としたDNA付加体形成試験はすべて陰性であった(CERI 有害性評価書(2008))。

(2)In vitroでは、細菌復帰突然変異試験は全体として陰性、ほ乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験では陽性が多いが、多くは細胞毒性が生じる高濃度での弱陽性である。また、ほ乳類培養細胞の染色体異常試験、小核試験等では染色体レベルでの変異検出試験では主に細胞毒性発現濃度で陽性の結果である(REACH登録情報 Acc.July(2021))。

(3)(1)のIn vivoデータのうち、冒頭のマウスの生殖細胞の染色体異常試験の陽性結果はEUの評価には採用されていない。原著は1977年の5世代試験の一部として実施された非定型的試験(unconventional study)結果で、記述も不十分な報告である。また、ほ乳類のもう一つの生殖細胞変異原性試験として、ラットの精巣のDNA鎖切断試験(5日間腹腔内投与)では陰性であった(EHC 161(1994))。生殖細胞変異原性については十分な試験データがないとして評価を回避し、体細胞変異原性物質としての評価を行った(EU REACH CoRAP(2015)、EU RAR(2006)、REACH登録情報 Acc.July(2021))。

(4)EUIは体細胞変異原性についても懐疑的である。In vivoの小核試験結果は陽性と陰性の相反する結果が混在しているが、陽性結果は高用量でのみみられ、かつ多染性赤血球中の小核出現率の増加率が2～2.5倍とぎりぎり陽性と判定される結果であった。しかも、高用量での小核誘発性は本物質により誘発される低体温の結果、染色体分離がうまくいかず細胞分裂が阻害される可能性が指摘されており、体温制御操作を施し体温低下を防止すると小核誘発を抑制する効果が得られている(REACH登録情報 Acc.July(2021)、EU RAR(2006)、EFSA(2013))。

(5)経口的に投与される本物質はin vivoで遺伝毒性を有するとの生物学的妥当性はないと結論付けた(EFSA(2013))。本物質のMuta. Category 2の分類に関して、経口経路ではin vivo遺伝毒性物質としての妥当性を欠くが、他経路での変異原性の可能性はまだ残っており、生殖細胞変異原性物質としての位置づけに変更はないとコメントしている(EU REACH CoRAP(2015))。

(6)遺伝毒性については多くのin vivo及びin vitro試験結果があるが、これらの結果は曖昧であるとしている。本物質は代謝物の作用により結果が異なる可能性があるが、本物質自体が潜在的な遺伝毒性物質と考えられ、追加試験の必要はないとしている(ATSDR(2008))。

発がん性**【分類根拠】**

(1)、(2)より、区分に該当しない。

【根拠データ】

(1)国内外の評価機関における既存分類結果として、IARCでグループ3(IARC 71(1999))、ACGIHでA4(ACGIH 7th(2001))、EPAでグループD(IRIS(2002))に分類されている。

(2)ラット、マウスの2年間飲水投与による発がん性試験で、マウスの試験では雌雄とも5,000ppmまでの用量で投与による腫瘍の発生増加は認められなかった。ラットの試験では、2,500ppm以上の投与群の雄に副腎髓質褐色細胞腫、甲状腺C細胞がん、精巣間細胞に腫瘍精巣間細胞腫瘍の発生率の増加がみられたが、腫瘍の発生に用量依存性は認められず、2,500ppm群の雄でみられた白血病、リンパ腫は対照群でも認められた。従って、投与による用量依存性のある腫瘍の発生はみられなかった。雌雄ラット、雌雄マウスのいずれも発がん性を示さなかった(MOE初期評価(2002)、CERI 有害性評価書(2008)、ACGIH 7th(2001)、EPA Pesticides RED(2007)、EFSA(2013)、AICIS IMAP(2014))。

【参考データ等】

(3)DMBAやベンゾピレンをイニシエーターとして用いた二段階発がん性試験で、マウスの皮膚又は経口での反復投与によりプロモーション作用を示したとする報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、MOE初期評価(2002)、ACGIH 7th(2001))。

生殖毒性

【分類根拠】

(1)～(3)より、区分1Bとした。(1)では親動物に重篤な一般毒性影響がみられない用量で児動物に生存産児数の減少などがみられた。

【根拠データ】

(1)ラットの飲水経口投与による二世代生殖毒性試験(OECD TG416、GLP、交尾前10週間から約16週)で、5,000ppmでF0及びF1親動物に体重減少又は体重増加抑制、摂餌量及び摂水量の減少、児動物に生存産児数の減少(F1及びF2)、陰開口日、包皮腺分離日遅延(F1)がみられたとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、US AEGL(2009)、EFSA(2013)、REACH登録情報 Acc.June(2021)、Ryan et al.(2001))。

(2)ラットの強制経口投与による2つの発生毒性試験(妊娠6～15日)で、発生毒性はみられなかったとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、MOE初期評価(2002)、US AEGL(2009)、EFSA(2013))。

(3)ラットの強制経口投与による発生毒性試験(妊娠6～15日)で、360mg/kg/dayで親動物に体重増加抑制、摂餌量の減少、流涎、頻呼吸、体重増加抑制、死亡(1例)、児動物に体重の減少、中足骨の化骨遅延がみられたが、奇形は発生しなかったとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、EFSA(2013)、AICIS IMAP(2014))。

【参考データ等】

(4)本物質は日本産業衛生学会で生殖毒性物質第3群に分類された(産衛学会 生殖毒性物質の提案理由書(2014))。

(5)マウスの強制経口投与による発生毒性試験(妊娠6～15日)で、で親動物に顕著な一般毒性影響(死亡(4/36例))、振戦、運動失調など)がみられる用量で、胎児に体重減少、生存胎児数の減少、口蓋裂(ストレスによる)がみられたとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、US AEGL(2009)、REACH登録情報 Acc.June(2021)、AICIS IMAP(2014))。

(6)ラットの強制経口投与による発生毒性試験(妊娠6～19日)で、親動物に40mg/kg/day以上で産児数の減少、53mg/kg/dayで体重増加抑制、児動物に出生時死亡の増加、曲尾の増加がみられた(CERI 有害性評価書(2008)、MOE初期評価(2002)、US AEGL(2009)、EFSA(2013))。ただし、産児数の減少もしくは児動物に曲尾の増加がみられた母動物では呼吸器症候群がみられており、母動物への重篤な影響によるものと考えられたため発生毒性の評価には利用できない(EFSA(2013))。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

【分類根拠】

(1)～(5)より、区分1(神経系、呼吸器、心血管系、腎臓)とした。

【根拠データ】

(1)経口摂取(57g/人)により胃などの消化管に対する重度の刺激がみられ、心臓、血管及び呼吸器に対する影響がみられたとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、EHC(1994))。

(2) 吸入ばく露による急性中毒として、食欲不振、体重減少、頭痛、めまい、流涎、暗色尿の症状が知られているが、死亡例はないとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、MOE初期評価(2002)、EHC(1994))。

(3) 本物質を大量に経皮吸收した結果、中毒症状は急速に発現し、呼吸数過多、呼吸困難、心臓律動不整、心血管性ショック、重度の代謝性アシドーシス、メトヘモグロビン血症、急性腎不全、腎臓障害、暗色尿、けいれんなどの神経系への影響、昏睡、死亡等がみられるとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008)、MOE初期評価(2002)、EHC(1994))。

(4) 動物実験の急性症状は、中枢神経系の抑制、れん縮及び神経系・筋肉系の過剰興奮、不規則な心拍数増加とその後の減少、血圧増加とその後の低下、流涎、呼吸困難、体温低下等が投与経路に拘わらずみられ、経口摂取で、咽喉及び食道粘膜の出血を伴う腫脹、腐食、壊死、肝臓、腎臓、副腎及び胸腺に対する毒性がみられたとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008))。

(5) 皮膚腐食性及び皮膚刺激性の(6)参照。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)【分類根拠】

(1) のヒトへの影響より、心血管系が標的臓器と考えられ、(2)～(7)より、区分1の範囲で中枢神経系、血液系、腎臓、肝臓への影響がみられた。よって、区分1(中枢神経系、心血管系、血液系、肝臓、腎臓)とした。

【根拠データ】

(1) ゴム製造作業者を対象にはばく露による心血管系疾患の死亡率を15年間追跡調査した結果、ばく露の可能性がある作業者にはばく露期間に依存した心血管系疾患に起因する死亡率の増加がみられた(CERI 有害性評価書(2008)、EHC(1994))。

(2) ラットの2週間反復経口投与試験で、12mg/kg/day以上(90日換算: 1.85mg/kg/day、区分1の範囲)で1匹に脾臓及び胸腺の萎縮・壊死(詳細不明)が、40mg/kg/day以上(90日換算: 6.2mg/kg/day、区分1の範囲)で行動変化(自発運動減少、立上り行動増加)、腎臓影響(尿細管壊死、乳頭部出血、尿細管タンパク円柱)、2匹に脾臓及び胸腺の萎縮・壊死(詳細不明)がみられた(CERI 有害性評価書(2008))。

(3) 別のラットの2週間反復経口投与試験で、4～120mg/kg/day以下(90日換算: 0.62～18.7mg/kg/day、区分1～区分2の範囲)で振戦、腎臓影響(尿細管のタンパク円柱及び壊死、乳頭の出血)がみられた(CERI 有害性評価書(2008))。

(4) マウスの飲水投与による4週間反復経口投与試験で、4.7ppm以上(90日換算: 0.55mg/kg/day、区分1の範囲)で赤血球数の有意な減少が用量依存的にみられ、脳の視床下部、中脳線状体等でドーパミン、ノルアドレナリンなどの神経伝達物質とその代謝物の濃度が減少した(CERI 有害性評価書(2008))。

(5) モルモットの3.5ヶ月反復経口投与試験で、0.5mg/kg/day(区分1の範囲)で血小板減少症、軽度の好酸球增多及び網状赤血球增多症の発現、骨髄赤芽球成熟度指数の減少がみられたとの報告がある(CERI 有害性評価書(2008))。

(6) ラットの15日間蒸気反復吸入ばく露試験で、100mg/m³以上(0.1mg/L、区分1の範囲)で中枢神経影響(傾斜板試験)、肝臓影響(AST・ALT上昇、肝臓障害)がみられた(CERI 有害性評価書(2008))。

(7) ラットの61日間蒸気反復吸入ばく露試験で、0.012mg/m³以上(0.000012mg/L、区分1の範囲)で神経影響(伸筋時値の短縮)、血中コリンエステラーゼ活性上昇がみられた(CERI 有害性評価書(2008))。

【参考データ等】

(8) 職業ばく露についての1900年以前の報告として、医師等医療関係者にフェノール消耗症(carbol marasmus)とよばれる吸入による慢性中毒例があり、また、沸騰フェノール溶液を扱った研究室の作業者に食欲不振、体重減少、頭痛、めまい、流涎、暗色尿等を伴う消耗症が発生した(CERI 有害性評価書(2008)、EHC(1994))。

(9) フェノールの流出事故(米国ウィスコンシン州、1974年)による汚染地下水を飲料水として用いた住民約100人(推定摂取量:10~240mg/人)が健康状態の悪化(下痢、口内の痛み、暗色尿、口内炎)を訴えたが、事故6ヶ月後の問診及び臨床生化学的検査では異常はみられなかった(CERI有害性評価書(2008)、EHC(1994))。

(10) 石油精製工場で作業中に本物質に単独ばく露された男性作業者20人の集団(グループI:平均ばく露期間 13.2 ± 6.6 年間、時間加重平均ばく露濃度5.4ppm)と本物質(4.7ppm)、ベンゼン(0.7ppm)、トルエン(220ppm)及びメチルケトン(90ppm)の混合物にばく露された同32人の集団(グループII:平均ばく露期間:14.3±6.1年)と本物質ばく露地点から距離的に遠く離れた事務部門の被験者集団(グループIII:n=30)を比較した結果、ばく露群(グループI及びII)では血清ALT、AST活性の有意上昇、血液凝固時間の延長及び血清クレアチニンの低値が認められた(US AEGL(2009))。

(11) 皮膚腐食性及び皮膚刺激性の(6)参照。

誤えん有害性

データなし

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(ニセネコゼミジンコ)48時間LC50 = 3.1mg/L(EU RAR(2006)、SIAP(2004)、EHC(1994)、NITE初期リスク評価書(2007)、MOE初期評価(2002))であることから、区分2とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	急速分解性があり(BODによる分解度:85%(METI既存点検結果(1979)))、魚類(Cirrhina mrigala)の60日間NOEC = 0.077mg/L(SIAP(2004))から、区分2とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ぼないよう十分注意すること。
汚染容器及び包装	関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2821
Proper Shipping Name	フェノール(溶液)
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	II, III
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable

航空規制情報

UN No.	2821
Proper Shipping Name	フェノール(溶液)
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	II, III

国内規制

陸上規制情報	非該当
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2821
品名	フェノール(溶液)

国連分類	6.1
副次危険	
容器等級	II, III
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送	非該当
される液体物質	
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2821
品名	フェノール(溶液)
国連分類	6.1
副次危険	
等級	II, III
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	153

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法	劇物(法第2条別表第2)【70 フェノール】 フェノール(溶液) 原体(工業用純品)
	劇物(指定令第2条)【85 フェノールを含有する製剤】 フェノール(溶液) 製剤。5%以下を含有するものを除く
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【391 フェノール】 フェノール(溶液) 含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上で あって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉 状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態 で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製 品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する 再生資源
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条 の2第1号、第2号別表第9)【474 フェノール】 フェノール(溶液) 0. 1重量%以上を含有する製剤その他の物(施行令第18条の2第2 号、安衛則第34条の2別表第2) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18 条第1号、第2号別表第9)【474 フェノール】 フェノール(溶液) 0. 1重量%以上を含有する製剤その他の物(安衛則第30条・別表第 2)。運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物 であって、令別表第一に掲げる危険物、可燃性の物等爆発又は火災の 原因となるおそれのある物並びに皮膚に対して腐食の危険を生じるもの でないものを除く。
	特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6 号)【6 フェノール】 フェノール(溶液) 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の5%以下のものを 除く。(特化則別表第2) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)【石炭酸(加熱)】 フェノール(溶液)

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)【62 フェノール】
大気汚染防止法	特定物質(法第17条第1項、政令第10条)【17 フェノール】 排気
	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 【揮発性有機化合物】 排気
	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)【185 フェノール】 排気
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【55 フェノール類及びその塩類】
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)【28 フェノール類】
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)【45 フェノール類】
航空法	毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】2821 フェノール(溶液)】
船舶安全法	毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】2821 フェノール(溶液)】
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【フェノール】

16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド
日本ケミカルデータベース ezCRIC
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。